

弁護士 国民年金基金

加入のご案内

自分年金を
つくろう!

口数制積立方式で
掛金・受給額を自由設計

そこで

豊かなシニアライフを
あなた自身で
プロデュース



年間81万6千円まで
所得控除できる

だから

税制面の優遇で
断然有利

日本弁護士国民年金基金

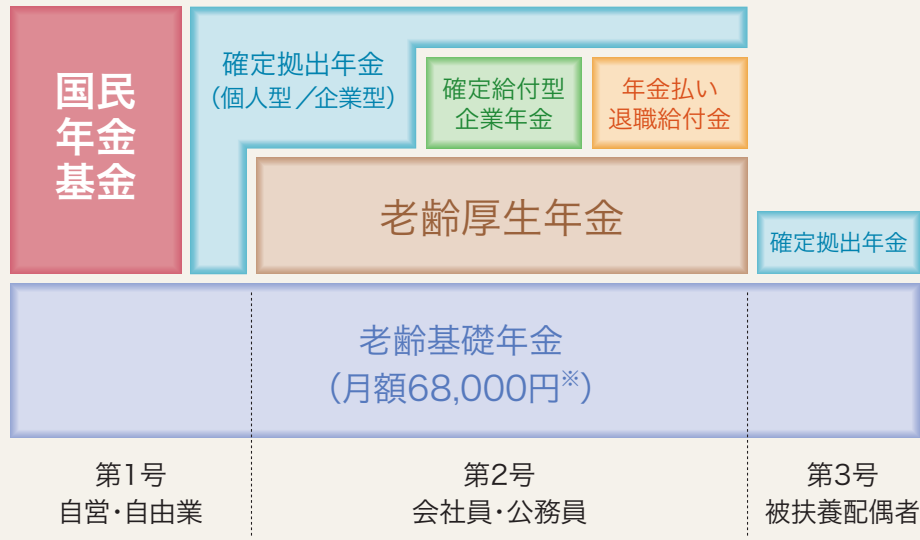


日本弁護士国民年金基金とは

日本弁護士国民年金基金は、老齢基礎年金に上乘せする、国民年金の第1号被保険者である弁護士と弁護士の業務を補助する方のための公的な年金制度です。

60歳以上65未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入している方も国民年金基金に加入できるようになりました。

国民年金基金に加入することによって、会社員・公務員と同じ「2階建て」にすることができます。



※老齢基礎年金は、2024年度の満額の場合の金額です。

加入資格

弁護士及び弁護士の業務を補助する方で、

- ①20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方 又は
- ②60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金の任意加入被保険者の方が加入できます。

P 7 参照

●弁護士だけでなく、弁護士の業務を補助する方も加入できます。

例 上記第1号被保険者または任意加入被保険者の専従配偶者／法律事務職員

●次のような方は、加入できません。

例 弁護士法人の社員・使用人／企業・法人等の役員・使用人

●第1号被保険者であっても、現在、国民年金の保険料を免除されている方は加入できません。

※ただし、法定免除の方（障害基礎年金を受給されている方等）が年金事務所に申し出て、国民年金保険料の納付申出をした期間は加入することができます。

●海外に居住し国民年金に任意加入している方で、弁護士国民年金基金に加入歴のある方も基金に加入できますが、一部加入要件等が国内の場合と異なります。

P 8 参照

●加入後に、資格を喪失した場合は、脱退となります。

資格喪失事由に該当しない場合は、任意に脱退できません。

P 6 参照



国民年金基金 のしくみ

ご加入後、原則として60歳到達月の前月まで掛金を払い込み(※)、65歳から年金を受給します。

口数制の積立方式です。掛金額から設計することも、年金受給額から設計することもできます。

P 3 参照

※掛金の払込期間は、60歳未満でご加入の場合は、ご加入時から60歳到達月の前月までです(海外居住の場合を除く)。60歳以降や海外居住中にご加入の場合は、ご加入時から65歳到達月の前月または国民年金の任意加入被保険者資格の喪失予定月の前月までです。

年金月額(基本額)

加入年齢	1口目	2口目以降1口あたり
20歳0月~35歳0月	2万円	1万円
35歳1月~45歳0月	1万5千円	5千円
45歳1月~50歳0月	1万円	
50歳1月以上	P.5,7参照	

- 途中で資格を喪失した場合
- 型により60歳から受給が始まる場合もあります。

P 6 参照



加入のメリット

1 終身で年金が受け取れます

P 3 参照

※お選びの型によっては、対象外となります。

2 税制上の優遇措置

- 支払った掛金は全額、社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。
- 受け取る年金には、公的年金等控除が適用されます。
- 遺族の方が受け取る一時金は非課税です。

基金掛金は、全額所得控除(社会保険料控除)され、所得税、住民税が軽減されます(※1)。他方、一般の個人年金は、所得税で最高年4万円(住民税で最高年2.8万円)が所得控除(個人年金保険料控除)されるのみです。 ※1 海外居住中の払込掛金は所得控除の対象になりません。

軽減額速算表 基金掛金月額○○○円×12ヶ月×該当税率=軽減額(概算)○○○円

課税所得金額	所得税・復興特別所得税(※2)・住民税の合算税率	最大節税額(概算)
195万円以下	15.105%	12万円
330万円以下	20.21%	16万円
695万円以下	30.42%	25万円
900万円以下	33.483%	27万円
1800万円以下	43.693%	36万円
4000万円以下	50.84%	41万円
4000万円超	55.945%	46万円

※2 2013年1月1日から25年間、復興特別所得税として所得税額に2.1%を乗じた金額が課税されます。

夫婦で加入すれば生計を一にする配偶者の掛金もお支払いされた方の所得から控除できます。したがって夫婦でご加入いただくと、最大163万2千円(月額掛金上限6万8千円×12ヶ月×2人)が所得控除されます。

- 弁護士業務を補助する者としてご加入の場合
加入員は、基金規約により「弁護士及び弁護士の業務を補助する者」と規定されており、弁護士以外の方がご加入される際には、弁護士業務を補助していることを証する書類として「源泉徴収票」のご提出をお願いしております。

3 自由なプラン設計

P 3 参照

加入後、年金タイプ(型)や掛金の額を口数単位で変更・増減できます。(1口目は変更・減口できません。)



- 掛金額と年金額は加入時の年齢と性別によって異なります。
掛金月額表をあわせてご覧ください。

P 4 参照

1口目をA型かB型からお選びください

A型	遺族一時金の15年間保証付	B型	遺族一時金の保証期間なし
----	---------------	----	--------------

- A型とB型はいずれも65歳からの終身年金
- 遺族一時金について
- 1口目は、加入後に変更したり、減口したりすることができません。

P 9 参照

2口目以降はA型・B型（終身年金）、I型・II型・III型・IV型・V型（確定年金）から型と口数を選べます

		加入	60	65	70	75	80 (歳)
A型	65歳からの終身年金	遺族一時金 (15年間保証付)		遺族一時金支給期間	年金支給期間 → 終身		
B型	65歳からの終身年金	遺族一時金 (保証期間なし)			年金支給期間 → 終身		
I型	65歳から80歳までの確定年金	遺族一時金 (15年間保証付)		遺族一時金支給期間	年金支給期間		
II型	65歳から75歳までの確定年金	遺族一時金 (10年間保証付)		遺族一時金支給期間	年金支給期間		
III型	60歳から75歳までの確定年金	遺族一時金 (15年間保証付)		遺族一時金支給期間	年金支給期間		
IV型	60歳から70歳までの確定年金	遺族一時金 (10年間保証付)		遺族一時金支給期間	年金支給期間		
V型	60歳から65歳までの確定年金	遺族一時金 (5年間保証付)		年金支給期間	遺族一時金支給期間		

- 2口目以降は任意です。
- 1口目と2口目以降の掛金月額合計は6万8千円が上限です。
- 加入後に増口、減口が可能です。
増口：何回でもできます。増口時点での年齢による掛金額となります。
減口：何回でもできます。ただし、前納の年度については減口できません。
- 確定年金を選ぶ場合は、制限があります。
確定年金の年金額が、終身年金の年金額（1口目を含めた合計額）を超えることはできません。加入時、加入後の増減口の際も適用されます。
終身年金の年金額 ≥ 確定年金の年金額 となるように組み合わせてください。

掛金月額表(2024年4月1日施行)

(単位:円)

	1口目				2口目以降(1口あたり)								
	終身年金				終身年金				確定年金(遺族一時金付の有期年金)				
	男性		女性		男性		女性		男女共通				
加入口の型	A型	B型	A型	B型	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
保証期間	15年	なし	15年	なし	15年	なし	15年	なし	15年	10年	15年	10年	5年
受給開始年齢	65歳				65歳				65歳			60歳	

加入時年齢	年金月額(基本額)2万円				年金月額(基本額1口あたり)1万円								
20歳0月	7,220	6,540	8,370	8,050	3,610	3,270	4,185	4,025	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月~21歳0月	7,460	6,770	8,650	8,330	3,730	3,385	4,325	4,165	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月~22歳0月	7,720	7,010	8,950	8,620	3,860	3,505	4,475	4,310	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
22歳1月~23歳0月	8,000	7,260	9,270	8,930	4,000	3,630	4,635	4,465	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月~24歳0月	8,290	7,520	9,610	9,250	4,145	3,760	4,805	4,625	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月~25歳0月	8,600	7,800	9,960	9,600	4,300	3,900	4,980	4,800	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
25歳1月~26歳0月	8,920	8,100	10,340	9,960	4,460	4,050	5,170	4,980	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月~27歳0月	9,270	8,420	10,740	10,350	4,635	4,210	5,370	5,175	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月~28歳0月	9,640	8,750	11,170	10,760	4,820	4,375	5,585	5,380	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月~29歳0月	10,030	9,110	11,620	11,200	5,015	4,555	5,810	5,600	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
29歳1月~30歳0月	10,450	9,500	12,110	11,670	5,225	4,750	6,055	5,835	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
30歳1月~31歳0月	10,900	9,910	12,620	12,170	5,450	4,955	6,310	6,085	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
31歳1月~32歳0月	11,380	10,350	13,180	12,710	5,690	5,175	6,590	6,355	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530
32歳1月~33歳0月	11,890	10,820	13,780	13,290	5,945	5,410	6,890	6,645	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
33歳1月~34歳0月	12,450	11,340	14,430	13,920	6,225	5,670	7,215	6,960	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
34歳1月~35歳0月	13,060	11,890	15,120	14,590	6,530	5,945	7,560	7,295	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750

加入時年齢	年金月額(基本額)1万5千円				年金月額(基本額1口あたり)5千円								
35歳1月~36歳0月	10,275	9,360	11,910	11,490	3,425	3,120	3,970	3,830	2,380	1,645	2,565	1,775	920
36歳1月~37歳0月	10,815	9,855	12,525	12,090	3,605	3,285	4,175	4,030	2,505	1,730	2,695	1,865	965
37歳1月~38歳0月	11,400	10,395	13,200	12,750	3,800	3,465	4,400	4,250	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
38歳1月~39歳0月	12,045	10,980	13,950	13,470	4,015	3,660	4,650	4,490	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
39歳1月~40歳0月	12,735	11,625	14,760	14,250	4,245	3,875	4,920	4,750	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
40歳1月~41歳0月	13,515	12,345	15,660	15,135	4,505	4,115	5,220	5,045	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
41歳1月~42歳0月	14,385	13,140	16,665	16,095	4,795	4,380	5,555	5,365	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
42歳1月~43歳0月	15,360	14,040	17,775	17,190	5,120	4,680	5,925	5,730	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
43歳1月~44歳0月	16,440	15,045	19,050	18,420	5,480	5,015	6,350	6,140	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
44歳1月~45歳0月	17,685	16,185	20,475	19,800	5,895	5,395	6,825	6,600	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580

加入時年齢	年金月額(基本額)1万円				年金月額(基本額1口あたり)5千円								
45歳1月~46歳0月	12,730	11,660	14,740	14,260	6,365	5,830	7,370	7,130	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
46歳1月~47歳0月	13,820	12,660	16,000	15,490	6,910	6,330	8,000	7,745	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
47歳1月~48歳0月	15,090	13,840	17,470	16,920	7,545	6,920	8,735	8,460	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
48歳1月~49歳0月	16,600	15,230	19,210	18,610	8,300	7,615	9,605	9,305	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
49歳1月~50歳0月	18,400	16,900	21,300	20,640	9,200	8,450	10,650	10,320	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460

加入時年齢	年金月額(基本額)は、加入時年齢(月単位)によって異なります。(P.5、P.7参照)												
50歳1月~59歳11月	18,400	16,900	21,300	20,640	9,200	8,450	10,650	10,320	6,375	4,405	6,865	/	/
60歳0月~64歳11月	20,770	19,440	23,970	23,410	10,385	9,720	11,985	11,705	7,130	/	/	/	/

- 表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。
- 誕生日の属する月(誕生月)にご加入した方は、△歳0月と表示しています。
- ただし、「1日」生まれの方は、誕生日の属する月の前月が誕生月になります(例:「4月1日」が誕生日の方は「3月」が誕生月)。

誕生月以外の月に加入された場合、調整のため、加算額が支払われます。詳しくは当基金HP又はお問い合わせください。

50歳1月以上60歳未満で加入した場合の1口当たり掛金および年金額

(単位:円)

<掛金額表(月額)>

掛金月額	1口目				2口目以降		
	終身年金		終身年金		確定年金		
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型
男性	18,400	16,900	9,200	8,450	6,375	4,405	6,865
女性	21,300	20,640	10,650	10,320			

<年金額表(年額)>

(単位:円)

(単位:円)

加入時年齢	加入期間	年金額(年額) 男女共通		加入時年齢	加入期間	年金額(年額) 男女共通			
		A型・B型	A型・B型 I型・II型・III型			A型・B型	A型・B型 I型・II型・III型		
		1口目	2口目以降			1口目	2口目以降		
50歳	0月			55歳	0月	60月	57,760	28,880	
	1月	119月	118,940		59,470	1月	59	56,780	28,390
	2月	118	117,860		58,930	2月	58	55,780	27,890
	3月	117	116,800		58,400	3月	57	54,800	27,400
	4月	116	115,720		57,860	4月	56	53,800	26,900
	5月	115	114,660		57,330	5月	55	52,800	26,400
	6月	114	113,600		56,800	6月	54	51,820	25,910
	7月	113	112,520		56,260	7月	53	50,820	25,410
	8月	112	111,460		55,730	8月	52	49,840	24,920
	9月	111	110,380		55,190	9月	51	48,840	24,420
	10月	110	109,320		54,660	10月	50	47,860	23,930
11月	109	108,240	54,120	11月	49	46,860	23,430		
51歳	0月	108	107,180	53,590	56歳	0月	48	45,860	22,930
	1月	107	106,120	53,060		1月	47	44,900	22,450
	2月	106	105,080	52,540		2月	46	43,920	21,960
	3月	105	104,020	52,010		3月	45	42,940	21,470
	4月	104	102,980	51,490		4月	44	41,960	20,980
	5月	103	101,920	50,960		5月	43	40,980	20,490
	6月	102	100,860	50,430		6月	42	40,000	20,000
	7月	101	99,820	49,910		7月	41	39,020	19,510
	8月	100	98,760	49,380		8月	40	38,060	19,030
	9月	99	97,700	48,850		9月	39	37,080	18,540
	10月	98	96,660	48,330		10月	38	36,100	18,050
11月	97	95,600	47,800	11月	37	35,120	17,560		
52歳	0月	96	94,540	47,270	57歳	0月	36	34,140	17,070
	1月	95	93,520	46,760		1月	35	33,180	16,590
	2月	94	92,480	46,240		2月	34	32,220	16,110
	3月	93	91,440	45,720		3月	33	31,260	15,630
	4月	92	90,400	45,200		4月	32	30,300	15,150
	5月	91	89,360	44,680		5月	31	29,340	14,670
	6月	90	88,320	44,160		6月	30	28,360	14,180
	7月	89	87,300	43,650		7月	29	27,400	13,700
	8月	88	86,260	43,130		8月	28	26,440	13,220
	9月	87	85,220	42,610		9月	27	25,480	12,740
	10月	86	84,180	42,090		10月	26	24,520	12,260
11月	85	83,140	41,570	11月	25	23,560	11,780		
53歳	0月	84	82,100	41,050	58歳	0月	24	22,600	11,300
	1月	83	81,080	40,540		1月	23	21,640	10,820
	2月	82	80,060	40,030		2月	22	20,700	10,350
	3月	81	79,040	39,520		3月	21	19,740	9,870
	4月	80	78,020	39,010		4月	20	18,800	9,400
	5月	79	77,000	38,500		5月	19	17,860	8,930
	6月	78	75,980	37,990		6月	18	16,900	8,450
	7月	77	74,960	37,480		7月	17	15,960	7,980
	8月	76	73,940	36,970		8月	16	15,000	7,500
	9月	75	72,920	36,460		9月	15	14,060	7,030
	10月	74	71,880	35,940		10月	14	13,100	6,550
11月	73	70,860	35,430	11月	13	12,160	6,080		
54歳	0月	72	69,840	34,920	59歳	0月	12	11,220	5,610
	1月	71	68,840	34,420		1月	11	10,280	5,140
	2月	70	67,840	33,920		2月	10	9,340	4,670
	3月	69	66,820	33,410		3月	9	8,400	4,200
	4月	68	65,820	32,910		4月	8	7,480	3,740
	5月	67	64,820	32,410		5月	7	6,540	3,270
	6月	66	63,800	31,900		6月	6	5,600	2,800
	7月	65	62,800	31,400		7月	5	4,680	2,340
	8月	64	61,800	30,900		8月	4	3,740	1,870
	9月	63	60,780	30,390		9月	3	2,800	1,400
	10月	62	59,780	29,890		10月	2	1,860	930
11月	61	58,780	29,390	11月	1	940	470		

※1 表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。

※2 誕生日の属する月(誕生月)にご加入した方は、△歳0月と表示しています。

※3 ただし、「1日」生まれの方は、誕生日の属する月の前月が誕生月になります。

※4 年金額表は、年金額を計算する際の基礎となるもので、実際の年金額は端数調整があります。

※5 加入時年齢が50歳1月以上の方は、IV型、V型への新規加入および増口はできません。



資格喪失

加入後、下記の資格喪失事由に該当した場合は、必ず資格を喪失（脱退）することになります。

該当しない場合は、任意での脱退はできません。

資格喪失事由

① 国民年金の第1号被保険者でなくなったとき
(海外に転居したときを含みます。)

- 例 弁護士法人の使用人、社員になった／法テラスの常勤スタッフになった
任期付公務員になった／企業内弁護士になった
- 例 留学



② 業務に従事しなくなったとき

- 例 弁護士登録を取消した

※海外に居住し国民年金に任意加入した上で、年金基金に加入されている場合は、その間は資格喪失にはなりません。

※②の理由により喪失し、引き続き異なる基金に加入する場合、従前の掛金で加入できる特例があります。

③ 国民年金の任意加入被保険者でなくなったとき

④ 国民年金の保険料を免除されたとき

※ただし、法定免除の方（障害基礎年金を受給されている方等）が年金事務所へ申し出て、引き続き国民年金保険料を納付する場合は加入資格の喪失にはなりません。

※産前産後期間の免除をされた場合は、加入員資格の喪失にはなりません。この場合、国民年金保険料の免除期間中も基金の掛金は納付対象となりますが、基金の掛金納付を希望しない場合は、納付を一時停止することは可能です。

⑤ 農業年金の被保険者になったとき

⑥ 加入員本人が死亡したとき

P 9 参照

⑦ 60歳になったとき

※海外に居住し国民年金に任意加入されている場合を除く。

⑧ 65歳になったとき（国民年金に任意加入されている場合）

資格喪失した場合は、一般の個人年金のような脱退時の解約返戻金などはありません。すでに支払った掛金は、将来、年金として給付されます。60歳未満で資格喪失し、加入期間が15年未満の場合は、当基金に代わって国民年金基金連合会が給付を行います。なお、60歳以降や海外居住中に加入した場合の特定加入分については、当基金が年金給付を行います。

例 28歳0月で1口目A型（掛金月額男性9,640円、女性11,170円）に加入し、その後資格喪失した場合の年金額

資格喪失年齢	受取年金額（年額）
30歳0月	18,600円
35歳0月	62,700円
40歳0月	103,600円
45歳0月	141,600円
50歳0月	176,900円
55歳0月	209,600円
60歳まで喪失しなかった場合	240,000円

資格喪失後、再度加入資格を満たした場合は、再加入することができます。その際は、再加入時の年齢による掛金額となります。



特定加入員制度について

国民年金基金は、主に日本国内に住所を有する60歳未満の国民年金第1号被保険者の方が加入員となりますが、60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も、基金に加入ができます。この制度を「特定加入員制度」といいます。

●60歳以降のご加入について

加入できる年金タイプ：A型・B型・I型（P.3参照。設計方法も原則同様です。）

加入資格：日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入被保険者であって、弁護士及び弁護士の業務を補助する方

※海外に居住する国民年金任意加入被保険者も加入できます。----- **P 8 参照**

必要書類：①加入申出書 ②国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書（写し）
（弁護士以外の方がご加入される際には「源泉徴収票」も必要になります。）

※1：国民年金は、原則として日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方が被保険者となりますが、60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（2017年8月以降は10年間）を満たしていない場合や、40年の納付期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合、または日本国籍で海外居住中の方が希望される場合等に、申し出により60歳以降や海外居住中でも国民年金に加入することができる制度を「国民年金の任意加入制度」といい、その被保険者を「任意加入被保険者」といいます。任意加入が可能かどうかは、お住まいの自治体または年金事務所にご確認ください。

※2：60歳以降にご加入の場合、加入期間は、65歳到達月の前月または国民年金の任意加入被保険者資格の喪失予定月の前月までとなります。

※3：60歳以降に加入する場合は、それ以前に既に基金に加入していても、加入できるタイプ（型）や掛金単価が変わり、新たに加入手続が必要となります。60歳までの加入内容を継続することはできません。

60歳0月以上で加入した場合の1口当たり掛金及び年金額

（単位:円）

<掛金額表(月額)>

（単位:円）

掛金月額	1口目		2口目以降		
	終身年金		終身年金		確定年金
	A型	B型	A型	B型	I型
男性	20,770	19,440	10,385	9,720	7,130
女性	23,970	23,410	11,985	11,705	

<年金額表(年額)>

（単位:円）

加入時年齢	加入期間	年金額（年額）男女共通	
		1口目	2口目以降
		A型・B型	A型・B型・I型
60歳	0月	60,000	30,000
	1月	58,970	29,485
	2月	57,940	28,970
	3月	56,910	28,455
	4月	55,880	27,940
	5月	54,850	27,425
	6月	53,820	26,910
	7月	52,790	26,395
	8月	51,760	25,880
	9月	50,730	25,365
	10月	49,700	24,850
61歳	0月	47,640	23,820
	1月	46,630	23,315
	2月	45,610	22,805
	3月	44,600	22,300
	4月	43,580	21,790
	5月	42,570	21,285
	6月	41,550	20,775
	7月	40,540	20,270
	8月	39,520	19,760
	9月	38,510	19,255
	10月	37,490	18,745
11月	36,480	18,240	

加入時年齢	加入期間	年金額（年額）男女共通	
		1口目	2口目以降
		A型・B型	A型・B型・I型
62歳	0月	35,460	17,730
	1月	34,460	17,230
	2月	33,460	16,730
	3月	32,460	16,230
	4月	31,460	15,730
	5月	30,460	15,230
	6月	29,460	14,730
	7月	28,460	14,230
	8月	27,460	13,730
	9月	26,460	13,230
	10月	25,460	12,730
63歳	0月	24,470	12,235
	1月	23,470	11,735
	2月	22,480	11,240
	3月	21,500	10,750
	4月	20,510	10,255
	5月	19,530	9,765
	6月	18,540	9,270
	7月	17,560	8,780
	8月	16,570	8,285
	9月	15,590	7,795
	10月	14,600	7,300
64歳	0月	13,620	6,810
	1月	12,630	6,315
	2月	11,650	5,825
	3月	10,670	5,335
	4月	9,700	4,850
	5月	8,730	4,365
	6月	7,760	3,880
	7月	6,790	3,395
	8月	5,820	2,910
	9月	4,850	2,425
	10月	3,880	1,940
11月	2,910	1,455	
65歳	0月	1,940	970
	1月	970	485

※P.5注（※1～※5）参照

※加入時年齢が60歳0月以上の方は、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ型への新規加入および増口はできません。



海外居住中の 基金加入について

●海外居住中のご加入について

国内で基金に加入されていた方が、海外転出の際に、継続して在外でも基金への加入を希望する場合、海外転出前に国民年金に任意加入し、かつ基金に在外加入申出の手続をとることにより、国内と同じ条件で基金に引き続き加入できることとなりました(2017年1月1日改正法施行)。ただし、国内と在外で別々の扱いとなるため、転出及び帰国時に所定の手続が必要となります。

加入できる年金タイプ：日本国内と同様(60歳未満と60歳以上で異なります。)

加入資格：海外に居住する20歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者であって、弁護士国民年金基金に加入歴のある方

〈海外転出前に必要な手続〉

- (1) 国内での基金加入に関して、資格喪失手続をとる。
- (2) 国民年金(基礎年金)について「任意加入」の手続をとる(必ず海外転出前に、国内最後の住所地を管轄する年金事務所又は自治体の年金窓口で、手続きが必要です。)
- (3) 国外での基金加入に関して、基金に加入申出手続をとる。
必要書類：①加入申出書(海外居住者用) ②国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書(写し)

- ※1：海外居住で基金加入中の払込掛金は、所得控除の対象にはなりません。
- ※2：継続加入には、海外転出日時時点で、弁護士国民年金基金の加入員であることが必要です(当基金に加入歴のない方は、海外において当基金への新規加入はできません。)。なお、上記手続をとられた上で海外転出する方(「国民年金在外任意加入被保険者である基金加入員」=「在外加入員」という。)は、海外転出中は、弁護士業務に従事しなくても、基金加入資格は喪失なりません。(帰国時点や国民年金の任意加入資格を失った時点、あるいは65歳到達時点で基金資格喪失となります。)
- ※3：海外転出中のすべての各種手続・通知は、予め国内に居住されているご親族等を協力者としてお届けいただき、当該協力者に代行いただくこととなります。
- ※4：60歳未満で海外居住されている基金在外加入員の方は、基金加入期間は65歳到達時点(または国民年金の任意加入資格を失った時点)までとなります。60歳のお誕生日から3ヶ月以内に、所定の手続が必要となります。



モデルケース

各年齢の男性がA型を限度額(月額6万8千円)まで掛けた場合

30歳 0ヶ月	●掛金 [月額] 67,925円 (1口目A型+2口目以降A型11口) ●年金 [年額] 156万円 (月額 1口目2万円+2口目以降1万円×11口)
35歳 0ヶ月	●掛金 [月額] 65,300円 (1口目A型+2口目以降A型8口) ●年金 [年額] 120万 (月額 1口目2万円+2口目以降1万円×8口)
40歳 0ヶ月	●掛金 [月額] 67,920円 (1口目A型+2口目以降A型13口) ●年金 [年額] 96万円 (月額 1口目1万5千円+2口目以降5千円×13口)
50歳 0ヶ月	●掛金 [月額] 64,400円 (1口目A型+2口目以降A型5口) ●年金 [年額] 42万円 (月額 1口目1万円+2口目以降5千円×5口)

- 上記年金額は、当基金(上乘せ部分)の年金額です。この他に、1階建て部分の老齢基礎年金(2024年度年金額816,000円(満額の場合))があります(受給条件あり)。 P 1 参照
- 掛金額と年金額は加入時の年齢と性別によって異なります。掛金月額表をご覧ください。 P 4 参照

加入例

- ① 税控除を有効に利用したいので、限度額一杯まで
- ② 万が一のことも考えて、A型(終身年金+遺族一時金保証あり)
- ③ 掛金を抑えたいので、B型(終身年金(遺族一時金保証なし))
- ④ 早く年金を受け取りたいので、Ⅲ型、Ⅳ型、Ⅴ型(60歳支給の確定年金)もプラス



遺族一時金

加入員に万一のことがあれば、遺族一時金が支給されます。

1 遺族一時金の額

A型 (終身年金・保証付)・I型・II型・III型・IV型・V型 (確定年金・保証付)

15年間保証：A型、I型、III型 10年間保証：II型、IV型 5年間保証：V型

①年金受給前に死亡された場合

加入時年齢と死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付期間に応じた遺族一時金が支給されます。

②保証期間中に死亡された場合

残りの保証期間の年金を支給するための資産(年金原資)相当額が、遺族一時金として支給されます。

※遺族一時金の額は、払込金額を下回ることがあります。

例)35歳0月で1口目A型(掛金月額男性13,060円、女性15,120円)に加入した場合の遺族一時金額

死亡時年齢	掛金納付期間	年金受給期間	遺族一時金額(概算)
40歳	5年	0年	52万円
45歳	10年		107万円
50歳	15年		167万円
55歳	20年		232万円
60歳	25年		301万円
65歳			322万円
70歳		5年	223万円
75歳		10年	116万円
80歳		15年	0円

B型 (終身年金・保証期間なし)

B型のみに参加し、年金受給前に死亡された場合は、1万円の遺族一時金が支給されます。

2 遺族の範囲

遺族一時金が支払われるのは、死亡時に生計を同じくしていた次の1~6の順位によるご遺族お1人となります。

1. 配偶者
2. 子
3. 父母
4. 孫
5. 祖父母
6. 兄弟姉妹



その他

1 日本弁護士国民年金基金は職能型の国民年金基金です

国民年金基金には、「全国国民年金基金」と3つの「職能型国民年金基金」がありますが、同一の掛金月額表を使用しています。

2 保険料が未納の場合

国民年金（基礎年金）の保険料が未納の月は、基金の掛金を納めていても基金の年金額及び遺族一時金額に反映されません。保険料の未納が確定した時点で、該当の掛金は所定の手続きを経て加入員に還付されます。

3 掛金は、金融機関から口座振替

ネット銀行、外資系銀行等の一部には、振替口座に指定できない金融機関があります。

4 掛金前納

掛金を1年分（4月～翌年3月分）前納すると、0.1ヶ月割引されます。ただし、前納した年度は減口することができません。

5 国民年金の保険料を併せて納付も

希望により、国民年金（基礎年金）の保険料を基金掛金と併せて納付することができます（納付委託）。納付委託した場合は、掛金と保険料の合算額が引き落とされます（通帳で内訳を確認することはできません。なお海外居住中の場合は、納付委託はできません。）。ただし、基金では「2年前納」の取扱はありません。また、クレジットカードの利用はできません。

6 付加保険料は納める必要がなくなります

国民年金基金に加入する方は、国民年金の付加保険料（月額400円）を納める必要がなくなります。（基金が付加年金を代行しているため。）

7 保険料追納による掛金の特例

通常の上限6万8千円（月額）を超えて掛金を納めることができる特例があります。国民年金の保険料を免除されていた方が免除期間分の保険料を全て追納した場合に特例を適用できます。詳細は当基金までお問い合わせください。

8 途中で掛金が払えなくなったら

減口ができます。ただし1口目の減口はできません。また、掛金前納の場合は、これを減口することはできません。

口数を減らしてもなお掛金が支払えない場合には、掛金の払い込みを一時中断することもやむを得ないでしょう。その場合は、掛金の未納期間に応じて年金が減額されることになります。

9 国民年金基金は、積立方式の年金

国民年金（基礎年金）とは異なり、物価等のスライドはありません。

10 ご加入の際には、別紙「日本弁護士国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」をご確認ください

このパンフレットに記載されている内容は2024年4月時点のものであり、今後変更となる場合があります。

日本弁護士国民年金基金 ウェブサイト

日本弁護士国民年金基金

検索



ウェブサイト上で年金額シミュレーションができます。ご利用ください。

日本弁護士国民年金基金は、
国民年金法の規定により設立・運営されている公法人です。

日本弁護士国民年金基金

〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階
TEL.03-3581-3739 FAX.03-3581-3720
<http://www.bknk.or.jp/>